

2008年2月8日

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下里志

「10年経験者研修」に関する要求書

教特法の一部を改正する法律にもとづいて、2004年度より「10年経験者研修」が実施にうつされています。私たちは、「10年経験者研修」が「初任者研修」同様「法」による「強制・命令」研修となっていること、従来より県教委がすすめてきた「10年次教員研修」に比して研修日数が大幅に増大すること、それによって日常の教育活動などに多くの支障をきたすこと、さらに個々の評価にもとづく研修とされることなど、多くの問題をもった研修制度になることが危惧されたことから、要求書にもとづく県教委交渉をすすめて実施に向けて対応してきました。

私たちは、このように法律で特定の教員を特定の期間しぼりつけることには反対です。従って、早期に法改正を行って「10年経験者研修」制度を廃止すべきと考えます。そのうえ、2007年6月に「改正」した教育職員免許法による更新講習と関わる問題もあります。当面、現行の研修制度や実際の運用等について、下記のとおり要求しますので、誠意ある回答を求めます。

記

1. 「10年経験者研修」は憲法、子どもの権利条約の理念に基づいて教員の教育的力量を高めるために行われるものであること。
2. 研修内容は、教育活動の自由及び教職員の自主性、共同性、専門性を尊重したものとすること。
3. 研修計画作成と研修終了時の評価は、教育活動の自主性、共同性、専門性を尊重したものとするため、自己評価を最大限尊重する、研修メニューの選択は本人の希望で選択できる、評価シートは、自己評価をベースに本人が記述するとした交渉(2003.2.17)での確認を踏まえるなどの、運用通知を作成し校長に徹底すること。
4. 研修日数は、子どもへの影響を最小限に留め、学校運営に支障がないものとすること。長期休業中は、部活動や行事指導などを配慮して10日以下とすること。
5. 長期休業中の研修は、民間教育研究団体の学習会など本人の自主的な研修もこれに含めること。
6. 研修内容は、教員の自主性、共同性、専門性を踏まえたメニューとすること。
7. 生徒指導にかかわる研修は、事例を深めるため校種別とすること。
8. 機関研修について
 - (1) 開講式・閉講式において「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱は行わないこと。当然、思想・信条内心の自由を保障すること。
 - (2) 学校行事や部活動、緊急の生活指導や健康、家庭の事情等で出席が困難な場合に、参加の強制を行わないこと。
 - (3) 研修は通常の勤務時間の範囲で行うこと。
9. 学校研修の20日間については、校内研修や学校行事指導などと読み替えること。
10. 現場実態を反映し、民主的な運営に努めるため、現場教員も参加する「運営委員会」を設置すること。
11. 教育委員会及び校長は、教員の力量が高められる教育条件の整備のために全力を尽くすこと。